

議案第75号

財産を無償で貸し付けること（倉吉市道用地）について

次のとおり財産を無償で貸し付けることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成24年2月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 財産の内容

種 類	所 在 地	数 量
土 地	倉吉市上井621番2ほか6筆	237.06平方メートル

2 相手方

倉吉市葵町722番地

倉吉市

3 貸付期間

平成24年4月1日から平成34年3月31日まで

4 理 由

市道として良好な管理を行わせるため、引き続き倉吉市に無償で貸し付けようとするものである。

議案第76号

財産の取得（青谷上寺地遺跡保存用地）についての議決の一部変更について

次のとおり財産を取得することについての議決（平成21年1月27日議決）の一部を変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67

号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成24年2月20日

鳥取県知事 平井伸治

次の表の変更前の欄中下線が引かれた部分（以下「変更部分」という。）を当該変更部分に対応する同表の変更後の欄中下線が引かれた部分に改める。

変 更 後		変 更 前	
1 財産の内容		1 財産の内容	
種類	所在地	種類	所在地
	数量		数量